

## au HOME サービス利用規約

### 第 1 条（目的）

KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、au HOME サービス利用規約（「トラブルサポート等プランに係る特約」（以下「トラブルサポート特約」といいます。）、別表 1、別表 1-2、別表 1-3、別表 1-4、別表 2 及び附則を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより au HOME サービス及びこれに付随するサービス（第 3 条に定めるオプションサービスを除きます。以下個別に又は総称して「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第 2 条（本規約）

- 1 本サービスの利用に関しては、本規約のほかに、当社が定める各種の規約、注意事項、ガイドライン等（当社が随時契約者等に行う通知を含みます。以下総称して「本規約等」といいます。）が適用されます。
- 2 当社は、民法の定めに従い、本規約等の内容を変更できるものとします。この場合には、本サービス内容及び料金その他提供条件は変更後の本規約等によります。
- 3 本規約等の変更その他本サービスに関する重要事項等の契約者等への通知は、当社所定の Web サイト又は第 3 条に定める au HOME アプリに掲載する方法その他相当の方法により行われるものとします。但し、本規約の変更については、予め変更後の本規約の内容及び変更の効力発生時期を当該方法により周知した上で、当該効力発生時期が到来した時にその効力を生じるものとします。

### 第 3 条（用語の定義）

本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
au HOME アプリ	当社所定の端末にインストールして利用する、au HOME サービスの専用アプリ
au HOME サーバ	契約者の認証、au HOME デバイスの管理、au HOME デバイス利用情報の管理等を行うサーバ
au HOME サービス	au HOME サーバを通じて、au HOME アプリから au HOME デバイス利用情報の確認、au HOME デバイスの操作等を可能とするサービス
au HOME デバイス	au HOME サーバと接続可能な、契約者が宅内に設置するネットワークカメラ、マルチセンサー、赤外線リモコン、スマートプラグ、無線通信アダプタ（A）等の当社所定の機器
ご利用開始のご案内	au HOME サービスの契約内容を記載した書面
au 通信サービス	au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款（以下併せて「au 契約約款」といいます。）に定める au 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める UQ mobile 通信サービスⅡ（UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める UQ mobile 通信サービスは除きます。）及び povo1.0 通信サービス契約約款に定める povo1.0 通信サービス（povo2.0 通信サービス契約約款に定める povo2.0 通信サービスは除きます。）
au 通信サービス契約	au 通信サービスの利用に係る契約
FTTH サービス	FTTH サービス契約約款（以下「FTTH 契約約款」といいます。）に定める FTTH サービス（インターネットサービス（タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢ（カテゴリーⅠ及びカテゴリーⅢに限りません。）、タイプⅣ並びにタイプⅤに限りません。）に限りません。）
FTTH サービス契約	FTTH サービスの利用に係る契約

FTTH ホームゲートウェイ機器	FTTH サービスご利用規約に定めるホームゲートウェイ機器
オプションサービス	本サービスに係るオプションサービス（訪問設置サポート、セコム駆けつけサービス（ココセコム for au HOME）、トラブルサポート、Real Sleep、あんしんウォッチャーサービス、かんたん見守りプラグサービス、クラウド録画サービス等を含みますが、これらに限られません。）
一括払い	第 9 条第 1 項に定める au HOME 機器利用料の 24 ヶ月分、あんしんウォッチャーデバイス代金、あんしんウォッチャー（LE）デバイス代金、又はかんたん見守りプラグデバイス代金を一括して支払う方法
課金開始日	本料金の課金を開始する日
契約者	本サービス利用契約を当社との間で締結する者
契約者等	契約者及び利用者の総称
契約者等私物	本製品が当社に返却された際に本製品に同封された、本製品以外の物
月賦払い	第 9 条第 1 項に定める au HOME 機器利用料を 24 ヶ月間支払う方法
au HOME デバイス利用情報	デバイス登録情報、デバイス利用履歴、配送日、保証期間等、au HOME デバイスの利用にかかる情報
反社会的勢力	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼう、政治活動標ぼう、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者の総称
本サービス利用契約	本サービスの全部又は一部の利用に係る契約
本製品	au HOME デバイス
本料金	本サービスの利用の対価
申込者	第 5 条第 1 項の定めに従い、本サービスを申し込む者
利用者	au HOME アプリの利用招待機能により、契約者から、本サービスの一部（au HOME デバイス利用情報の確認、au HOME デバイスの管理等を含みますが、これらに限られません。）の利用を許諾された者、あんしんウォッチャーサービス利用規約に定めるあんしんウォッチャーサービスの利用者及びかんたん見守りプラグサービス利用規約に定めるかんたん見守りプラグサービスの利用者
あんしんウォッチャーデバイス	所持者の位置情報の発信等が可能な au HOME デバイス（なお、対象のデバイスは、あんしんウォッチャー及びあんしんウォッチャー（LE）となります。）
かんたん見守りプラグデバイス	設置箇所付近における生活行動や熱中症リスクの検知が可能な au HOME デバイス
おすすめセットデバイス	おすすめセットプランにおいては別表 1 に定める au HOME デバイス、あんしんウォッチャーセットプランにおいては別表 1-2 に定めるあんしんウォッチャー、あんしんウォッチャー（LE）セットプランにおいては別表 1-3 に定めるあんしんウォッチャー（LE）、かんたん見守りプラグセットプランにおいては別表 1-4 に定めるかんたん見守りプラグ

#### 第 4 条（本サービスのプラン）

本サービスには、次のプランがあります。

名称	内容
基本プラン	au HOME サービスのみを提供するもの

基本プラン for EC	当社指定の方法により、オンラインに限定して利用申込みができる基本プラン
おすすめセットプラン	au HOME サービスと別表 1 に定める au HOME デバイスの利用を可能とするサービスとをセットで提供するもの
あんしんウォッチャーセットプラン	au HOME サービス、別表 1-2 に定めるあんしんウォッチャー及びあんしんウォッチャーサービス利用規約に定めるあんしんウォッチャーサービス（以下「あんしんウォッチャーサービス」といいます。）の利用を可能とするサービスをセットで提供するもの
あんしんウォッチャープラン	au HOME サービスとあんしんウォッチャーサービスの利用を可能とするサービスとをセットで提供するもので、あんしんウォッチャーが利用できるもの
あんしんウォッチャー（LE）セットプラン	au HOME サービス、別表 1-3 に定めるあんしんウォッチャー（LE）及びあんしんウォッチャーサービス利用規約に定めるあんしんウォッチャーサービス（以下「あんしんウォッチャーサービス」といいます。）の利用を可能とするサービスをセットで提供するもの
あんしんウォッチャー（LE）プラン	au HOME サービスとあんしんウォッチャーサービスの利用を可能とするサービスとをセットで提供するもので、あんしんウォッチャー（LE）が利用できるもの
トラブルサポートプラン	au HOME サービスとオプションサービスのうちトラブルサポートサービスをセットで提供するものの、au HOME サービスに関する機能は利用できず、トラブルサポートに係るサービスに限定して利用できるもの（本サービスのうち、au HOME サービスに関する機能が利用可能な形態で提供されるオプションサービスとしてのトラブルサポートは除く。）
トラブルサポートプラン for EC	トラブルサポートプランのうち、オンラインに限定して利用申込みができるもの（以下トラブルサポートプランと併せて「トラブルサポートプラン等」といいます）。
かんたん見守りプラグセットプラン	au HOME サービス、別表 1-4 に定めるかんたん見守りプラグ及びかんたん見守りプラグサービス利用規約に定めるかんたん見守りプラグサービス（以下「かんたん見守りプラグサービス」といいます。）の利用を可能とするサービスをセットで提供するもの
かんたん見守りプラグプラン	au HOME サービスとかんたん見守りプラグサービスの利用を可能とするサービスとをセットで提供するもので、かんたん見守りプラグデバイスが利用できるもの

## 第 5 条（利用申込）

1 申込者は、前条に定めるプランの何れかを選択した上で、当社発行の au ID をもって、所定の手続に従って本サービスの申込（以下「利用申込」といいます。）を行うものとします。なお、申込者は、利用申込後に、選択したプランを変更することはできません。また、基本プラン、基本プラン for EC 又はおすすめセットプランを契約中の契約者は、あんしんウォッチャーデバイス又はかんたん見守りプラグデバイスの購入によるあんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー（LE）プラン、あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（LE）セットプラン、かんたん見守りプラグセットプラン又はかんたん見守りプラグプランへの変更を行うことはできません。当社が、利用申込を受け付けた旨を通知した時点で、選択したプランに係る本サービス利用契約が有効に成立するものとします。

2 申込者は、1 の au ID につき、2 以上の利用申込はできないものとします。

3 申込者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用申込を受け付けない場合があります。

(1) au 通信サービス契約又 FTTH サービス契約に附帯して利用申込を行う場合で、当社と申込者との間において au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約が締結されていないとき。

(2) FTTH サービス契約に附帯して利用申込を行う場合で、申込者が、au HOME サービスの利用に必要なホームゲートウェイ機器（FTTH ホームゲートウェイ機器を含みますがこれに限られません。）を有していないとき。

(3) au 通信サービス契約に附帯して利用申込を行う場合には、当該 au 通信サービス契約の契約名義が法人名義であるとき。

(4) 利用申込に係る申告内容その他の申込者が当社に提供した情報に虚偽若しくは不備又はそれらのおそれがあるとき。

(5) 申込者が、当社の提供するサービス（本サービスを含みますがこれに限られません。以下本項において同じです。）の利用に係る契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等を受けたことがあるとき又は現に受けているとき若しくはそのおそれのあるとき。

(6) 申込者が、当社の提供するサービスの利用に係る契約に違反する行為若しくは違反のおそれのある行為を行ったことがあるとき又は現に行っているとき。

(7) 申込者が、当社の提供するサービスの利用に係る料金を当社所定の期日までに支払わなかったとき又はそのおそれのあるとき。

(8) 申込者が、あんしんウォッチャープラン、又はあんしんウォッチャー（LE）プランを選択し、利用申込を行う場合であって、当該利用申込に係るあんしんウォッチャー又はあんしんウォッチャー（LE）（以下「対象あんしんウォッチャーデバイス」といいます。）について、（i）過去に申込者又は第三者が、対象あんしんウォッチャーデバイスを利用してあんしんウォッチャープラン又はあんしんウォッチャー（LE）プランに係る本サービス利用契約又は当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める with HOME サービス利用契約を締結したことがあるとき、（ii）対象あんしんウォッチャーデバイスが過去に au HOME アプリ、当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める「with HOME アプリ」において利用登録が行われたことがあるとき、又は（iii）対象あんしんウォッチャーデバイスが当社所定のあんしんウォッチャー販売店より販売されたものではないとき。

(9) 申込者が、かんたん見守りプラグプランを選択し、利用申込を行う場合であって、当該利用申込に係るかんたん見守りプラグ（以下「対象かんたん見守りプラグデバイス」といいます。）について、（i）過去に申込者又は第三者が、対象かんたん見守りプラグデバイスを利用してかんたん見守りプラグプランに係る本サービス利用契約又は当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める with HOME サービス利用契約を締結したことがあるとき、（ii）対象かんたん見守りプラグデバイスが過去に au HOME アプリ、当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める「with HOME アプリ」において利用登録が行われたことがあるとき、又は（iii）対象かんたん見守りプラグデバイスが当社所定のかんたん見守りプラグ販売店より販売されたものではないとき。

(10) 当社が申込者に対して本サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行上支障があるとき。

(11) その他当社が申込者との間で本サービス利用契約を締結することを不適切と判断したとき。

4 第1項の規定にかかわらず、申込者が、FTTH サービス契約に付随する au HOME サービスの利用申込をし、かつ、当該利用申込が FTTH 契約約款に定める契約移転と同時になされた場合であって、申込者が当該契約移転前に本サービス利用契約を締結していたときは、当該利用申込を、基本プランに係る利用申込として取り扱う場合があります。

## 第6条（本サービスの利用）

1 本サービスの利用にあたり、契約者は、自ら本規約等の定めに従い、又は利用者をして本規約等の定めに従わせるものとします。

2 本サービスの利用にあたっては、au HOME アプリ上での当社所定の設定手続が必要です。なお、トラブルサポートプラン等に係る本サービス利用契約の契約者については、当該設定手続は不要です。契約者は、自ら当社が別途定める au HOME アプリに係る利用規約に同意の上、又は利用者をして同利用規約に同意させ、au HOME アプリを利用し、又は利用させるものとします。

3 本サービスの利用にあたり、契約者は、自己の費用と責任により、本サービスのプラン内容に応じて、以下各号に定める機器等を用意するものとします。

- (1) au HOME アプリを利用するための当社所定の端末
- (2) au HOME デバイス（おすすりセットデバイスを除きます。）
- (3) 無線 LAN 親機その他無線 LAN の接続に必要な環境
- (4) au ID

#### (5) 宅内ブロードバンド回線

- 4 契約者は、自らの選択に従い、当社所定の au HOME デバイス を追加で購入できるものとします。なお、1 つの au ID につき、あんしんウォッチャーデバイス及びかんたん見守りプラグデバイスを合わせて最大 2 台まで利用登録できます
- 5 通信設備の影響その他の接続環境又は電源環境の影響により、本サービスを利用できない場合があります。
- 6 オプションサービスの利用にあたり、契約者は、自ら、当社又は当該オプションサービスを提供する第三者が定めるオプションサービスに係る利用規約等（あんしんウォッチャーサービス利用規約及びかんたん見守りプラグサービス利用規約を含みます。）に従い、又は利用者をして同利用規約等に従わせるものとします。

#### 第 7 条（届出事項の変更）

- 1 契約者は、利用申込に係る申告内容その他の申込者が当社に提供した情報（契約者等の氏名、住所、連絡先電話番号等を含みますが、これらに限られません。）に変更が生じた場合、当社所定の方法により、速やかにその旨を届け出るものとします。
- 2 契約者が前項に基づく届出を怠ったことにより契約者等が不測の不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。また、契約者が前項に基づく届け出を怠ったことにより当社が契約者等に発送した通知が到達せず又は延着した場合、当該通知は通常到達すべき時に契約者等に到達したものとみなします。

#### 第 8 条（おすすめセットデバイス）

- 1 おすすめセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（LE）セットプラン、又はかんたん見守りプラグセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、当社は、契約者が指定する住所に契約者が選択したプランに応じておすすめセットデバイスを送付します。
- 2 おすすめセットデバイスの所有権は、当社に留保されるものとし、契約者が選択したプランにおける au HOME 機器利用料、あんしんウォッチャーデバイス代金、あんしんウォッチャー（LE）デバイス代金又はかんたん見守りプラグデバイス代金の支払方法に応じて、次の時点を以って契約者に移転します。

##### (1) 月賦払い

月賦払いの全てを完了した時点又は契約者が第 16 条に従って解除料の支払いを完了した時点のうち、何れか早く発生した時点

##### (2) 一括払い

第 9 条第 2 項乃至第 4 項に定める課金開始日

- 3 契約者は、善良なる管理者の注意をもっておすすめセットデバイスを管理するものとします。
- 4 契約者は、おすすめセットデバイスを、取扱説明書等、当社が定める利用方法に従って自ら利用し、又は利用者をして利用させるものとします。
- 5 おすすめセットデバイスに故障等が生じた場合、契約者は、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
- 6 おすすめセットデバイスに故障（Google Home, Google Home Mini, Google Nest Mini を除く。以下本条において同じ）等が生じた場合、当社は、契約者の負担において、当該おすすめセットデバイスを、同一若しくは同等品に交換又は修理します。
- 7 前項の規定にかかわらず、おすすめセットデバイスの故障等が契約者等の責めに帰すべからざる事由により生じたとき当社が認める場合であって、当該故障等がおすすめセットデバイスを送付した日から 1 年と 9 日以内（当社が提供する特典に基づき、別途の期間が定められた場合には当該期間とする。）に生じたとき、当社は、故障等が生じたおすすめセットデバイスを、無償で、同一若しくは同等品に交換又は修理します。この場合、おすすめセットデバイスの保証書が必要となります。また、契約者は、故障等が生じたおすすめセットデバイスを、当社所定の方法により返却するものとします。なお、契約者が当該返却をしない場合、当社は、契約者に対し、当該おすすめセットデバイスの実費相当額を請求する場合があります。

8 契約者等がおすすめセットデバイスを紛失した場合、代替のおすすめセットデバイスに係る費用及びこれらの再送付に係る費用について、契約者が負担するものとします。

## 第9条（本料金）

1 本料金は、以下のとおりとします。

（1）初期費用（但し、当社が別途定める日までに FTTH サービス契約に付随する本サービス利用契約をした場合あるいは契約をしながらも課金を開始していない場合、又は第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号は除きます。以下同じです。）

名称	単位	料金
初期費用	契約ごと	2,000 円（税込 2,200 円）

（2）利用料金（トラブルサポートプラン等を除くプラン）

名称	単位	料金
au HOME 基本利用料	契約ごと	月額 490 円（税込 539 円）
au HOME 機器利用料	契約ごと	<あんしんスマートロック（白 又は 黒）セットの場合> 月額 660 円（不課税）×24 回 合計 税込 15,840 円（税抜 14,400 円）

（3）トラブルサポートプラン等の利用料金

名称	単位	料金
トラブルサポート基本利用料	契約ごと	月額 490 円（税込 539 円）

（4）あんしんウォッチャーデバイス代金（あんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用契約を締結した場合に限ります。以下同じとします。）

名称	単位	料金
あんしんウォッチャーデバイス代金	1 デバイスごと	10,000 円（税込 11,000 円）
あんしんウォッチャーデバイス本体 2 台セット代金	1 セットごと	14,182 円（税込 15,600 円）

（5）あんしんウォッチャー（LE）デバイス代金（あんしんウォッチャー（LE）セットプランに係る本サービス利用契約を締結した場合に限ります。以下同じとします。）

名称	単位	料金
あんしんウォッチャー（LE）デバイス代金	1 デバイスごと	5,164 円（税込 5,680 円）
あんしんウォッチャー（LE）デバイス本体 2 台セット代金	1 セットごと	9,364 円（税込 10,300 円）

（6）かんたん見守りプラグ代金（かんたん見守りプラグセットプランに係る本サービス利用契約を締結した場合に限ります。以下同じとします。）

名称	単位	料金
かんたん見守りプラグデバイス代金	1 デバイスごと	8,000 円（税込 8,800 円）

2 課金開始日は、以下のとおりとします。

(1) au 通信サービス契約に附帯する本サービス利用契約については、ご利用開始のご案内が契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日から 7 日を経過した日を以って課金開始日とします。

(2) FTTH サービス契約に附帯する本サービス利用契約については、ご利用開始のご案内を送付した日から 9 日を経過した日を以って課金開始日とします。

(3) au 通信サービス契約及び FTTH サービス契約に附帯しない本サービス利用契約については、ご利用開始のご案内を送付した日から 9 日を経過した日を以って課金開始日とします。但し、トラブルサポートプランに係る本サービス利用契約が成立した場合には、当社が別途指定する書面を送付した日から 9 日を経過した日を以って課金開始日とします。

(4) 前各号にかかわらず、基本プラン for EC、あんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー (LE) プラン、かんたん見守りプラグプラン又はトラブルサポートプラン for EC に係る本サービス利用契約が成立した場合、当該本サービス利用契約が成立した日の翌日を以って課金開始日とします。但し、(i) 2021 年 11 月 30 日以前に FTTH サービス契約に附帯するあんしんウォッチャープランに係る本サービス利用契約が成立し、(ii) FTTH ホームゲートウェイ機器を利用し、かつ (iii) 当該 FTTH ホームゲートウェイ機器の品番が BL1000HW 以外である場合に限り、第 2 号に定める課金開始日とします。

3 前項の規定にかかわらず、(i) 前項の定めに従って課金開始日となる日に、本サービス利用契約が附帯する FTTH サービスが開通していない場合、又は (ii) FTTH 契約約款に定める契約移転と同時に利用申込があった場合は、FTTH サービス ( (ii) の場合は契約移転先の FTTH サービス ) が開通した日の翌日と前項第 4 号本文に定める課金開始日のいずれか遅い日を以って課金開始日とします。

4 前二項の規定にかかわらず、第 2 項第 1 号乃至第 3 号及び第 4 号但し書き並びに第 3 項の定めに従って課金開始日となる日に、ご利用開始のご案内又は第 2 項第 3 号但し書きに定める当社が別途指定する書面が契約者の指定する住所に届いていないことを当社が確認した場合は、ご利用開始のご案内又は第 2 項第 3 号但し書きに定める当社が別途指定する書面が契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日の翌日を以って課金開始日とします。

5 基本プラン、基本プラン for EC に係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。

#### (1) 初期費用

契約者は、初期費用として、初期費用並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した額を支払うものとします。

#### (2) 利用料金

契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。

6 おすすめセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。

#### (1) 初期費用

契約者は、初期費用として、初期費用並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した額を支払うものとします。

#### (2) 利用料金

契約者は、利用料金として、(i) au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとし、併せて、契約者の選択に従い、(ii) au HOME 機器利用料を、課金開始日の属する月の翌月から 24 ヶ月について支払うか、(iii) au HOME 機器利用料の 24 ヶ月分の支払いに代えて、おすすめセットプラン あんしんスマートロック (白 又は 黒) セットの場合には 14,400 円 (税込 15,840 円) 並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を当社が指定する日までに一括して支払うものとします。但し、2022 年 7 月 1 日以降に、au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約に附帯して利用申込を行う場合、(ii) に係る支払い方法により支払うことはできないものとします。

7 あんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー (LE) プラン、かんたん見守りプラグプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。

(1) 初期費用

契約者は、初期費用の支払いを要しないものとします。

(2) 利用料金

あんしんウォッチャープランの契約者は、課金開始日の属する月の翌月から 11 カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて 12 カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。あんしんウォッチャー (LE) プラン及びかんたん見守りプラグプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。

8 あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー (LE) セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。

(1) 初期費用

契約者は、初期費用の支払いを要しないものとします。

(2) 利用料金

あんしんウォッチャーセットプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社に支払うものとします。但し、課金開始日の属する月の翌月から 11 カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて 12 カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。あんしんウォッチャー (LE) セットプラン及びかんたん見守りプラグセットプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。

(3) あんしんウォッチャーデバイス代金

あんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、当社によるあんしんウォッチャーデバイスの提供の対価として、あんしんウォッチャーデバイス代金並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月までに一括払いにより支払うものとする。

(4) あんしんウォッチャー (LE) デバイス代金

あんしんウォッチャー (LE) セットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、当社によるあんしんウォッチャー (LE) デバイスの提供の対価として、あんしんウォッチャー (LE) デバイス代金並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月までに一括払いにより支払うものとする。

(5) かんたん見守りプラグデバイス代金

かんたん見守りプラグセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、当社によるかんたん見守りプラグデバイスの提供の対価として、かんたん見守りプラグデバイス代金並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月までに一括払いにより支払うものとする。

9 トラブルサポートプラン等に係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。

(1) 初期費用

契約者は、初期費用の支払いを要しないものとします。

(2) 利用料金

トラブルサポートプランの契約者は、利用料金として、トラブルサポート基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について当社に支払うものとします。トラブルサポートプラン for EC の契約者は、課金開始日の属する月から 2 カ月目までの利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月から数えて 3 カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。

10 本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、その利用の有無にかかわらず、本料金を支払うものとします。

11 第5項乃至第9項の規定にかかわらず、本サービス利用契約が課金開始日の属する月に終了した場合、契約者は、  
 (i) 初期費用及び (ii) 1ヶ月分の au HOME 基本利用料又はトラブルサポート基本利用料（但し、第7項乃至第9項に基づき、初期費用及び初年度利用料の支払いを要しない場合を除きます。）、並びに (iii) 1ヶ月分の au HOME 機器利用料又はおすすりセットプラン あんしんスマートロック（白 又は 黒）セットの場合には 14,400 円（税込 15,840 円）、あんしんウォッチャーセットプランの場合は 10,000 円（税込 11,000 円）、あんしんウォッチャーセットプラン（本体 2 台）の場合は 14,182 円（税込 15,600 円）、あんしんウォッチャー（L E）セットプランの場合は 5,164 円（税込 5,680 円）、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン（本体 2 台）の場合は 9,364 円（税込 10,300 円）、かんたん見守りプラグセットプランの場合は 8,000 円（税込 8,800 円）並びにこれらに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社が別途定める期日までに支払うものとします。但し、下表に定める条件を全て満たす場合は、本項に定める本料金の支払を要しないものとします。下表において本製品の返却が条件である場合、契約者は、自己の費用と責任により、当該本製品を当社が指定する住所まで返却するものとします。なお、本項の定めに基づき当社に返却された本製品に、契約者等私物が同梱された旨の契約者からの申し出があった場合であって、当社がこれを発見することができたときは、当社は、契約者に対して契約者等私物を返却します。

契約者	条件	
FTTH サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者	第9条第2項第2号の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① 課金開始日の2日前までに第14条第1項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすりセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
	第9条第3項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① au ひかりが開通する前までに第14条第1項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすりセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
	第9条第4項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① ご利用開始のご案内が契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日までに第14条第1項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすりセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
au 通信サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者	① 課金開始日の1日前までに第14条	

	<p>第 1 項に基づき解約の申出を行うこと</p> <p>② 本製品（おすすりセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること</p>
FTTH サービス契約及び au 通信サービス契約に附帯しない本サービス利用契約の契約者	<p>① 課金開始日の 2 日前までに第 14 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと</p> <p>② 本製品（おすすりセットプラン、あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限ります。）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること</p>

12 当社は、本サービス利用契約の終了日が暦月の中途であっても、当該暦月に係る利用料金について日割り計算を行わないものとします。

13 本料金は、本サービスの利用契約が au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約に附帯して締結された場合には、au 通信サービス契約又は FTTH サービスに係る料金と合算して請求されます。

14 当社は、契約者から支払いのあった本料金について、支払期日の到来する債権から順に充当するものとします。

15 au 通信サービス契約及び FTTH サービス契約に附帯しない本サービス利用規約の契約者は、本料金の支払について、当社の「請求統合」に係る取扱い規約（以下「請求統合規約」といいます。）に基づく「請求統合」、「K D D I まとめて請求」に係る取扱い規約（以下「K D D I まとめて請求規約」といいます。）に基づく「K D D I まとめて請求」及び「W E B d e 請求書」に係る取扱い規約（以下「W E B d e 請求書ご利用規約」といいます。）に基づく「W E B d e 請求書」を利用することにつき当社からの承認を得た場合には、本規約の規定にかかわらず、請求統合規約、K D D I まとめて請求規約及び W E B d e 請求書ご利用規約に定める支払方法に従うものとします。

16 当社は本料金の支払いにつき、前項に定める契約者から請求があった場合は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取扱いを行います。

17 第 15 項に定める契約者は前項の規定に該当することとなった場合、若しくは、契約者が本料金の支払方法について、当社が指定する方法で窓口払いその他払込取扱票の発行を要する支払い方法を選択した場合又は書面請求書の発行を希望した場合は、以下の区分に応じて、払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）、窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）又は紙請求書発行等手数料（紙請求書発行手数料）の支払を要します。

区分	単位	手数料額
紙請求書発行等手数料 (紙請求書発行手数料)	書面請求書の発行 1 回ごとに	230 円 (税込 253 円)
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き 書面請求書の発行 1 回ごとに	430 円 (税込 473 円)

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	230 円 (税込 253 円)
-----------------------------	--------------------	------------------

18 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

19 第 15 項に定める契約者は、支払期日を過ぎて料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担いただきます。

区分		手数料の額
1 2 以外の場合	(1) (2) 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
	(2) 当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等が定める額
2 その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。) であるとき		収納代行機関又は金融機関などが定める額
備考 当社が別に定める条件に該当するときは、区分 1 の (1) に定める手数料の負担を要しません。		

#### 第 10 条 (委託)

当社は、本サービスの提供に係る業務の一部を第三者に委託する場合があります。

#### 第 11 条 (利用中止)

1 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するために使用するネットワーク、システム又は設備について保守又は工事を行う必要があるとき。
- (2) 自然災害、テロ行為、停電その他の不可抗力が生じたとき。
- (3) ネットワーク障害など、本サービスの提供を不能又は著しく困難にする事由が生じたとき。
- (4) その他当社が合理的な理由により、本サービスの提供を中止する必要があると判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合は、所定の Web サイトに掲載する等の方法により、その旨周知を行います。但し、緊急やむを得ない場合は事後速やかに周知を行います。

#### 第 12 条 (利用停止)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を停止することがあります。なお、利用停止期間中の本料金についても、契約者はこれを支払うものとします。

- (1) 契約者等が過去に若しくは現に本規約等に違反し、又は第 5 条第 3 項各号のいずれかに該当したと当社が判断したとき。
- (2) 契約者等が本料金その他の本規約等に基づく金銭債務を、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 契約者等が当社の提供するサービスの利用に係る料金その他の当社に対する金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (4) 契約者等から本製品が当社又は当社の指定する第三者に送付された場合

#### 第 13 条 (本サービス等の変更及び提供終了)

- 1 当社は、本サービスの品質の維持・向上等を目的に、契約者等に事前に通知することなく、本サービスの提供に用いるソフトウェアの仕様を変更する場合があります。
- 2 当社は、本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難であると認める場合、本サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
- 3 前項の規定により当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供終了に伴い本サービス利用契約を解除する場合には、所定の Web サイトに掲載する等の方法により周知を行います。

#### 第 14 条（契約者による解約）

- 1 契約者は、当社所定の方法により解約の申出を行うことにより、本サービス利用契約を解約できるものとします。
- 2 当社は、当社が前項の規定に基づく解約の申出を受領した時点、又は申出を受領した暦月の末日をもって、当該申出に係る本サービス利用契約が解約されたものとして取り扱います。
- 3 本サービス利用契約の解約が次の各号の時点で発生した場合には、当社は、その解約があった日を課金開始日として取り扱います。
  - (1) 第 9 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づき課金開始日が決定される場合であって、課金開始日の 1 日前に解約があった場合
  - (2) 第 9 条第 3 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合であって、au ひかりが開通した後その同日中に解約があった場合

#### 第 15 条（本サービス利用契約の解除）

- 1 契約者に以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合、当社は、通知催告等何らの手続を要することなく本サービス利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本規約等の各条項の一に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、違反が是正されなかったとき。
  - (2) 本サービスが附帯する au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約が解約されたとき。
  - (3) 差押え、仮差押え又は仮処分の申し立てを受けたとき。
  - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに準ずる申し立てを受け、若しくは自らこれらの申し立てをしたとき。
  - (5) 合併によらず解散の決議をしたとき。
  - (6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形、又は自ら振出した小切手について不渡り処分を受けたとき、又は支払停止に陥ったとき。
  - (7) 本料金その他の金銭債務について、支払期限を経過してもなお支払わないとき。
  - (8) 第 22 条に基づく表明又は確約に反する事実が判明したとき。
  - (9) その他契約者の資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じた当社が認めたとき。
- 2 本サービス利用契約の解除が次の各号の時点で発生した場合には、当社は、その解除があった日を課金開始日として取り扱います。
  - (1) 第 9 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づき課金開始日が決定される場合であって、課金開始日の 1 日前に解除があった場合
  - (2) 第 9 条第 3 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合であって、au ひかりが開通した後その同日中に解除があった場合
- 3 第 1 項各号に掲げるもののほか、当社は、第 9 条第 2 項第 1 号乃至第 3 号のご利用開始のご案内の送付日から 2 ヶ月経過後、契約者によるご利用開始のご案内の受領を当社が確認できなかった場合であって、契約者に相当の期間を定め

て催告を行ったにもかかわらず、当該期間内にご利用開始のご案内を契約者が受領しなかったとき、本サービス利用契約を解除することができるものとします。なお、本項に基づく本サービス利用契約の解除については、本料金が発生しません。

#### 第 16 条（おすすめセットプランに係る解除料の適用）

1 第 14 条又は第 15 条に基づきおすすめセットプランに係る本サービス利用契約が解約又は解除された場合であって、au HOME 機器利用料の月賦払いの全てが完了していないとき、契約者は、当該本サービス利用契約の解約又は解除があった月に応じて別表 2 に定める解除料（以下「解除料」といいます。）を一括で支払う必要があります。

2 前項の規定にかかわらず、下表に定める条件を全て満たす場合は、解除料の支払を要しないものとします。下表において本製品の返却が条件である場合、契約者は、自己の費用と責任により、当該本製品を当社が指定する住所まで返却するものとします。

契約者		条件
FTTH サービス契約に付帯する本サービス利用契約の契約者	第 9 条第 2 項第 2 号の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① 課金開始日の 2 日前までに第 14 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
	第 9 条第 3 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① au ひかりが開通する前までに第 14 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
	第 9 条第 4 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① ご利用開始のご案内が契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日までに第 14 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
au 通信サービス契約に付帯する本サービス利用契約の契約者		① 課金開始日の 1 日前までに第 14 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
FTTH サービス契約及び au 通信サービス契約に付帯しない本サービス利用契約の契約者		① 課金開始日の 2 日前までに第 14 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること

3 前項の定めに基づき当社に返却された本製品に、契約者等私物が同梱された旨の契約者からの申し出があった場合であって、当社がこれを発見することができたときは、当社は、契約者に対して契約者等私物を返却します。

## 第 17 条（禁止行為）

本サービスの利用にあたっては、契約者は自ら又は利用者をして以下の行為を行い又は行わせてはならないものとします。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
- (2) 本サービスを違法な目的で利用する行為。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (5) ウィルスその他の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
- (8) 本サービス又は当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為。
- (9) 法令、本規約等若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
- (10) 本サービスを営業目的で利用する行為（本サービスを第三者に再販売する行為を含みますが、これに限られません。）。
- (11) 反社会的勢力に利益を供与する行為。
- (12) 当社の事前の承諾なくしておすすめセットデバイス（第 8 条の規定に基づき当社が所有権を有する場合に限ります。）を第三者に譲渡、担保提供、転貸する行為。
- (13) 本製品の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為。
- (14) 本サービスの利用にあたり当社に対して虚偽又は架空の情報を申告する行為。
- (15) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為。
- (16) 前各号を助長し、又は、直接若しくは間接に惹起し若しくは容易にする行為。

## 第 18 条（遅延利息）

契約者は、本料金について支払期限を経過してもなお支払いがない場合には、支払期限の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。

## 第 19 条（権利の帰属）

本サービスに関する知的財産権は、全て当社若しくは当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約等に基づく本サービスの提供は、本サービスに関する当社若しくは当社にライセンスを許諾している者の知的財産権についての全部又は一部の譲渡又は移転を意味するものではありません。

## 第 20 条（お客様に関する情報の取り扱い）

1 当社は、契約者が利用申込に際して申告した内容その他の申込者が当社に提供した情報（契約者等に係る氏名及び名称、電話番号、住所及び居所並びに請求書の送付先等の情報等）、契約者の au HOME デバイス利用情報並びに利用者の登録家電情報（利用者が au HOME アプリを通じて登録した、利用者の保有する当社所定の家電に関する型番、型番を取得するために撮影した画像・購入日・保障期限等の情報）を取得します。

2 以下各号に定める目的で利用します。

- (1) 本サービス及び当社が主体となって提供するオプションサービスの提供、運営、契約者等の管理、品質向上、利用分析のため
- (2) 当社が契約者にとって有益と考える情報の通知、配信等を提供するため

### (3) 本規約に定める禁止行為へ対処するため

3 当社は、1 項により取得した情報を、前項に定める目的に必要な範囲で業務委託先又は学術・研究機関（学校教育法第 1 条に定める大学その他各学校を含みますが、これに限られず、また、公設・私設の双方を含みます。）に開示することがあります。

4 前各項に定める他、本サービスに関して取得した契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「KDDI プライバシーポリシー(<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>)」が適用されます。

## 第 21 条（検知データの分析統計処理）

1 当社は、検知データに分析統計処理を施し個人及び個々の通信を特定できないよう加工した情報を、以下各号に定める目的その他当社の業務の遂行上必要な範囲で利用できるものとします。

(1) 本サービス及び当社が主体となって提供するオプションサービスの各種機能の有効性評価、機能改善及び品質向上のため

(2) 本サービス及び当社が主体となって提供するオプションサービスのご使用状況の計測・分析のため

(3) 本サービス及び当社が主体となって提供するオプションサービスの障害・不具合時の調査・対応のため

(4) 本サービス及び当社が主体となって提供するオプションサービスの新機能開発、マーケティング活動又は新しいサービスの開発・研究・サービス向上を目的とした統計分析を行うため

(5) 学術・研究機関における調査、統計分析のため

2 当社は、前項により加工した情報を、前項に定める目的に必要な範囲で業務委託先又は学術・研究機関（学校教育法第 1 条に定める大学その他各学校を含みますが、これに限られず、また、公設・私設の双方を含みます。）に開示することがあります。

## 第 22 条（反社会的勢力）

契約者は、自ら及び利用者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたって該当しないことを確約するものとします。

## 第 23 条（保証及び免責）

1 当社は、本サービス及び au HOME サーバに蓄積される情報の安全性、正確性、完全性、有用性、最新性、契約者等の特定の目的に合致すること、契約者等の有する課題及び問題の解決について、何らの保証を行わないものとします。

2 契約者は、本サービスを自らの責任において利用し又は利用者に利用させるものとします。当社は、本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害及び損失について、第 25 条に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

3 契約者又は利用者が、本サービスによって提供されるサービスの利用に関して他の契約者や第三者（利用者を含みますがこれに限られません。以下本条において同じです。）に対して損害を与えた場合、契約者は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当社はかかる損害が当社の故意又は重過失によるものである場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスの利用に関して、第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

## 第 24 条（設置場所への立ち入り等）

当社は、本製品の機能の維持、拡張、復旧等のため必要があると認めるときは、予め契約者等の承諾を得た上で、随時本製品の設置場所へ立ち入ることができるものとします。

#### 第 25 条（損害賠償）

1 本サービスのご利用にあたり、当社の責めに帰すべき事由により契約者又は利用者が損害を被った場合、当社は、au HOME 基本利用料（トラブルサポートプラン等に係る契約者又は利用者についてはトラブルサポート基本利用料）の 1 ヶ月分を上限として、当該損害を補償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。

2 契約者又は利用者が本規約等に定める事項に違反したことにより当社が損害を被った場合、契約者は、当社に対し当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第 26 条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第 27 条（譲渡禁止）

契約者は、本規約等に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

#### 第 28 条（準拠法、管轄裁判所）

1 本規約等は日本法に従って解釈・適用されるものとします。

2 本規約等に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## トラブルサポートプラン等の利用に係る特約

### 第1条（適用）

このトラブルサポートプラン等の利用に係る特約（以下「トラブルサポート特約」といいます。）は、KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するトラブルサポートプラン等の利用に関する諸条件（ご利用条件等を含みますが、これらに限られません。）を定めるものであり、本規約等の一部を構成するものとします。

### 第2条（目的）

当社は、本規約等に基づき提供するトラブルサポートプラン等について、トラブルサポート特約及び当社が別に定めるトラブルサポート利用規約（[https://homeiot.kddi.com/faq/trouble-support/riyou\\_kiyaku\\_trouble-support.pdf](https://homeiot.kddi.com/faq/trouble-support/riyou_kiyaku_trouble-support.pdf)）に従い提供します。

### 第3条（トラブルサポート特約）

1 トラブルサポート特約は、トラブルサポートプラン等の利用申込及び契約者等によるトラブルサポートプラン等の利用のすべてに適用されるものとします。

2 トラブルサポートプラン等の利用に際しては、トラブルサポート特約及びトラブルサポート利用規約（以下併せて「トラブルサポート規約」という。）を含む本規約等が適用されるものとし、トラブルサポート規約に定めのない事項については本規約等の定めに従うものとします。

3 本規約（トラブルサポート特約を除く。）とトラブルサポート特約の内容が矛盾抵触する場合にはトラブルサポート特約が優先して適用されることとします。また、トラブルサポート特約とトラブルサポート利用規約の内容が矛盾抵触する場合にはトラブルサポート利用規約の内容が優先して適用されることとする。

### 第4条（トラブルサポートプラン等の内容等）

1 トラブルサポートプラン等の申込者は、本サービスの申込みにおいて、本規約（トラブルサポート特約を除く。）、トラブルサポート特約及びトラブルサポート利用規約にいずれも同意し、その内容に従う必要があります。

2 トラブルサポートプラン等に係る本サービス利用契約の契約者は、トラブルサポートに係るサービスのみを利用できるものとし、au HOME サービスに係る機能、本アプリ及び本規約に定めるオプションサービスを利用できないことを予め了承するものとします。

3 トラブルサポートプラン等に係る本サービス利用契約の契約者は、当該利用契約に利用している au ID で au HOME サービスに係る機能を利用しようとする場合、当該トラブルサポートプラン等に係る本サービス利用契約を解約の上、かつ新たに本サービスのプラン（トラブルサポートプラン等を除くプランとする）に係る利用契約を締結しなければならないことを予め了承するものとする。

### 第5条（終了）

トラブルサポートプラン等に係る本サービス利用契約は、理由の如何を問わず、トラブルサポート利用規約に基づく契約が終了した場合には、当該終了した日をもって、当然に終了するものとします。

別表 1 おすすめセットプランで提供する au HOME デバイス

おすすめセットの名称	デバイスの名称	台数
あんしんスマートロック(白)セット	あんしんスマートロック(白)	1台
	あんしんスマートロック Hub(白)	1台
あんしんスマートロック(黒)セット	あんしんスマートロック(黒)	1台
	あんしんスマートロック Hub(黒)	1台

別表 1 - 2 あんしんウォッチャーセットプランで提供する au HOME デバイス

おすすめセット名称	デバイスの名称	台数
あんしんウォッチャーセット	あんしんウォッチャー	1台
あんしんウォッチャーセット (本体 2 台)	あんしんウォッチャー	2台

別表 1 - 3 あんしんウォッチャー (L E) セットプランで提供する au HOME デバイス

おすすめセット名称	デバイスの名称	台数
あんしんウォッチャー (L E) セット	あんしんウォッチャー (L E)	1台
あんしんウォッチャー (L E) セット (本体 2 台)	あんしんウォッチャー (L E)	2台

別表 1 - 4 かんたん見守りプラグセットプランで提供する au HOME デバイス

おすすめセット名称	デバイスの名称	台数
かんたん見守りプラグセット	かんたん見守りプラグ	1台

別表 2 解約料の額 おすすめセットプラン あんしんスマートロック（白 又は 黒）セット

解除又は解約のあった月	解除料の額（不課税）
課金開始日の属する月	15,180 円
課金開始日の属する月の 1 か月後	15,180 円
課金開始日の属する月の 2 か月後	14,520 円
課金開始日の属する月の 3 か月後	13,860 円
課金開始日の属する月の 4 か月後	13,200 円
課金開始日の属する月の 5 か月後	12,540 円
課金開始日の属する月の 6 か月後	11,880 円
課金開始日の属する月の 7 か月後	11,220 円
課金開始日の属する月の 8 か月後	10,560 円
課金開始日の属する月の 9 か月後	9,900 円
課金開始日の属する月の 10 か月後	9,240 円
課金開始日の属する月の 11 か月後	8,580 円
課金開始日の属する月の 12 か月後	7,920 円
課金開始日の属する月の 13 か月後	7,260 円
課金開始日の属する月の 14 か月後	6,600 円
課金開始日の属する月の 15 か月後	5,940 円
課金開始日の属する月の 16 か月後	5,280 円
課金開始日の属する月の 17 か月後	4,620 円
課金開始日の属する月の 18 か月後	3,960 円
課金開始日の属する月の 19 か月後	3,300 円
課金開始日の属する月の 20 か月後	2,640 円
課金開始日の属する月の 21 か月後	1,980 円
課金開始日の属する月の 22 か月後	1,320 円
課金開始日の属する月の 23 か月後	660 円

附則

本改正規約は 2025 年 4 月 1 日より適用します。

(経過措置)

1.以下のとおり名称の変更のあったセットプランについては、引き続き本サービスが提供されるものとします。

利用申込	利用申込時点のセットプラン名称	変更後のセットプラン名称
2018 年 8 月 6 日以前	家電コントロールセット	家電コントロールセット (P)
2019 年 9 月 4 日以前	みまもりセット	みまもりセット (A)
	みまもり&家電コントロールセット	みまもり&家電コントロールセット (A)
2019 年 12 月 2 日以前	みまもりセット	みまもりセット (B)
	センサーでみまもりセット	センサーでみまもりセット (A)
	家電コントロールセット	家電コントロールセット (A)
	声で家電コントロールセット	声で家電コントロールセット (A)
	みまもり&家電コントロールセット	みまもり&家電コントロールセット (B)
	声で家電コントロール&みまもりセット	声で家電コントロール&みまもりセット (A)
	リモコンセット	リモコンセット (A)
2020 年 6 月 1 日以前	みまもりセット	みまもりセット (C)
	センサーでみまもりセット	センサーでみまもりセット (B)
	家電コントロールセット	家電コントロールセット (B)
	みまもり&家電コントロールセット	みまもり&家電コントロールセット (C)
	リモコンセット	・au 通信サービス契約の附帯する契約の場合 リモコンセット (B)
	声で家電コントロールセット	・au 通信サービス契約の附帯する契約の場合 声で家電コントロールセット (B)
	基本プラン	・au 通信サービス契約の附帯する契約の場合 基本プラン (A)
2021 年 11 月 30 日以前	声で家電コントロール&みまもりセット	・au 通信サービス契約の附帯する契約の場合 声で家電コントロール&みまもりセット (B) ・その他契約の場合 声で家電コントロール&みまもりセット (A)
	カメラ・リモコンセット	・FTTH サービス契約に附帯する契約の場合 カメラ・リモコンセット (A)
	声で家電コントロールセット	・FTTH サービス契約に附帯する契約の場合 声で家電コントロールセット (B)
	リモコンセット	・FTTH サービス契約に附帯する契約の場合 リモコンセット (B)
	あんしんウォッチャーセット	・FTTH サービス契約に附帯する契約の場合 あんしんウォッチャーセット (A)
	基本プラン	・FTTH サービス契約に附帯する契約の場合 基本プラン (A)

2.2024年7月31日以前におすすめセットプラン「カメラ・リモコンセット」、おすすめセットプラン「声で家電コントロールセット」、おすすめセットプラン「リモコンセット」を選択して利用申込を行った契約者に対しては、2024年8月1日以降も引き続き以下のau HOME デバイスが提供されるものとします。なお、au HOME 機器利用料及び第16条に定める解除料については、2024年7月31日以前と同一とします。

おすすめセットの名称	デバイスの名称	台数
カメラ・リモコンセット	ネットワークカメラ 03	1台
	赤外線リモコン 02	1台
声で家電コントロールセット	赤外線リモコン 02	1台
	Google Nest mini	1台
リモコンセット	赤外線リモコン 02	1台

解除料の額 おすすめセットプラン カメラ・リモコンセット、おすすめセットプラン声で家電コントロールセット

解除又は解約のあった月	解除料の額（不課税）
課金開始日の属する月	12,397円
課金開始日の属する月の1か月後	12,397円
課金開始日の属する月の2か月後	11,858円
課金開始日の属する月の3か月後	11,319円
課金開始日の属する月の4か月後	10,780円
課金開始日の属する月の5か月後	10,241円
課金開始日の属する月の6か月後	9,702円
課金開始日の属する月の7か月後	9,163円
課金開始日の属する月の8か月後	8,624円
課金開始日の属する月の9か月後	8,085円
課金開始日の属する月の10か月後	7,546円
課金開始日の属する月の11か月後	7,007円
課金開始日の属する月の12か月後	6,468円
課金開始日の属する月の13か月後	5,929円
課金開始日の属する月の14か月後	5,390円
課金開始日の属する月の15か月後	4,851円
課金開始日の属する月の16か月後	4,312円
課金開始日の属する月の17か月後	3,773円
課金開始日の属する月の18か月後	3,234円
課金開始日の属する月の19か月後	2,695円
課金開始日の属する月の20か月後	2,156円
課金開始日の属する月の21か月後	1,617円
課金開始日の属する月の22か月後	1,078円
課金開始日の属する月の23か月後	539円

解除料の額 おすすめセットプラン リモコンセット

解除又は解約のあった月	解除料の額（不課税）
課金開始日の属する月	7,590 円
課金開始日の属する月の 1 か月後	7,590 円
課金開始日の属する月の 2 か月後	7,260 円
課金開始日の属する月の 3 か月後	6,930 円
課金開始日の属する月の 4 か月後	6,600 円
課金開始日の属する月の 5 か月後	6,270 円
課金開始日の属する月の 6 か月後	5,940 円
課金開始日の属する月の 7 か月後	5,610 円
課金開始日の属する月の 8 か月後	5,280 円
課金開始日の属する月の 9 か月後	4,950 円
課金開始日の属する月の 10 か月後	4,620 円
課金開始日の属する月の 11 か月後	4,290 円
課金開始日の属する月の 12 か月後	3,960 円
課金開始日の属する月の 13 か月後	3,630 円
課金開始日の属する月の 14 か月後	3,300 円
課金開始日の属する月の 15 か月後	2,970 円
課金開始日の属する月の 16 か月後	2,640 円
課金開始日の属する月の 17 か月後	2,310 円
課金開始日の属する月の 18 か月後	1,980 円
課金開始日の属する月の 19 か月後	1,650 円
課金開始日の属する月の 20 か月後	1,320 円
課金開始日の属する月の 21 か月後	990 円
課金開始日の属する月の 22 か月後	660 円
課金開始日の属する月の 23 か月後	330 円